

かづの商工会 「お店学校2022」  
実施要綱

『お店学校』は、商店等の方が講師となり、専門知識やプロならではのコツを伝える少人数の講習会を無料(あるいは材料費実費)で開催する事業です。お店学校をお客様に受講いただくことで、お店の存在や特長を知っていただくとともに、お店とお客様との交流を通し、お店やスタッフのファンづくりと、地域の活性化を推進する事業です。

## 1. 目的

### 【売上向上】

店主や従業員が講師となり、各商店の専門知識や特性等を活かした少人数の講習会を開催します。お店の特長、店主のこだわり、人となりを知っていただくとともに、お店とお客様との交流により、お店のファンづくりを行うことで、事業所はお客様から何(商品、サービス、情報など)を求められているのかを知る機会とも捉え、今後の販売・営業活動に活用していただきます。

### 【顧客満足】

受講者(一般消費者)は、お店の店主等が有するプロの知識や知恵に触れる機会はありません、興味はあっても聞けなかったことや、関わりがなかった分野の知識などを得ることが出来ます。また、お店は新規顧客や固定客の獲得等が必要ですが、技術やサービス等を知ってもらうことによりファンづくりにつなげていただきます。

## 2. 実施期間

令和4年9月1日(木)～10月10日(月・祝)

この期間中に各店舗が開催日時を自由に設定。

来客時など講習会に専念できない場合、定休日や営業時間外に実施することもできます。

## 3. 実施エリア

鹿角市・小坂町(かづの商工会管内)

## 4. 事業スケジュール

- |         |  |
|---------|--|
| ①出店者募集  | 令和4年8月5日(金)まで<br>※期日後も受け付けますが、チラシへの掲載は出来ません。     |
| ②ポスター掲示 | 令和4年7月28日(木)～8月10日(水) ※事業内容、期間の周知。               |
| ③チラシ折込  | 令和4年8月17日(水) ※各講座の一覧                             |
| ④参加者募集  | 令和4年8月17日(水)～ ※事業所に直接申し込み                        |
| ⑤実施期間   | 令和4年9月1日(木)～10月10日(月・祝)                          |
| ⑥事業報告   | 令和4年10月31日(月)<br>※事業の結果、改善点、他店へのアドバイス等を記入いただきます。 |

## 5. お店学校（講習会）の概要

### (1) 講座の流れ

- ①開講挨拶と趣旨説明
- ②自店・自己紹介
- ③講座スタート
- ④質疑応答
- ⑤アンケートの依頼と回収・終了挨拶

### (2) 開催場所

お店の場所・商品内容・雰囲気・店主をはじめスタッフの顔などを知ってもらうため、基本は自店舗での実施となります。スペースや設備の都合により店舗以外で実施することも可能です。

### (3) 内容

事業所の専門性や特長を活かした講習会としてください。一方的に話をするだけの講座とせず、できるだけ体験等を織り混ぜるなど、お客様とのコミュニケーションをとることができるような工夫をお願いします。同一店舗で複数種類の講座を開催することも可能です。

また、講座中に販売や勧誘行為など厳重に禁止とします。解散後や後日に営業活動を行ってください。

### (4) 開催時間

60分か90分のいずれかとし、発表した時間を厳守してください。時間オーバーはもちろん30分程度で終了してしまうことの無いように、講座内容の検討をお願いします。

### (5) 受講者定員

2名～5名程度。1回あたりの参加者は少人数制とし、5名を超えるような場合は開催日を追加するなどの調整を行ってください。

### (6) 講師（説明を行う方）

店主または店舗スタッフが担当してください。お店のスタッフとお客様の距離を縮め、気軽に来店いただくことが目的です。できるだけ普段からお店に立って接客している方が講師を務めるようにしてください。

### (7) 開催回数

チラシには1つの講座（テーマ）で3回分まで掲載します。1回で終わることなく可能な限り複数回の開催を設定ください。4回以上講座を行うことも可能ですがチラシへの掲載が出来ないため、4回を超える場合は講座を分け、申込書をもう一枚作成してください。

### (8) 受講料（参加者負担金）

基本的には無料で実施してください。

但し、材料費・教材費が発生する場合は、受講者から実費を徴収することができます。

### (9) 受講申込方法

受講者が各店舗に直接申込みいただきます。（先着順）

参加状況などは、店頭での掲示やSNSなどを活用し公開するようにお願いします。

### (10) その他

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飛沫防止対策を実施してください。